

Title	株式会社における監査権限強化に関する一考察 : 日本法が今後の中国法改正に与える示唆
Author(s)	金, 錫華
Citation	阪大法学. 2011, 61(3,4), p. 331-357
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54830
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

株式会社における監査権限強化に関する一考察

----日本法が今後の中国法改正に与える示唆---

金錫

はじめに

監査環境の整備や事前監査機能の向上等の内容については、法改正の焦点が明確でなく、監査の専門的機関とされ に応じてなされたものである。新公司法においては、上場会社に独立取締役を設けるとする制度が新たに導入され る監事会の位置づけも依然として明確にされていない。特に、改正前の公司法においては、取締役及び経理が監査 たほか(公一二三条)、従来からの監事会制度にも大幅な改正が加えられ、監事会の権限が強化された。しかし 中国における二〇〇五年の公司法(条文の引用においては「公」と略する)の改正は学界及び実務界の強い要望 $(3 \cdot 4 - 331)$ 943

経理、財務責任者、上場会社取締役会の秘書並びに定款で定めるその他の者〔公二一七条一号〕)が監査対象とさ 対象とされていたが(旧公一二六条一項二号)、改正後の公司法においては、取締役及び高級管理人員(経理、副

れた。したがって、いかなる方法で自らによる実査の長所を生かしながら、業務執行を行う取締役会側との連係を れており(公一一九条一項・五四条二号前段)、監事会の監査対象とされる者の範囲が従来に比べて大幅に拡大さ

図るべきかが、監事会の今後の重要な課題であるといえよう。

本稿は、監事会の監査権限が強化されるにいたった背景における各界からの意見を考察したうえで、改正後の公

いての日本の論議、実務側の要望並びに判例等が、中国法にどのような示唆を与えるのかということを探るもので 司法ではどのような改善がなされ、どのような課題が残されているのかについて整理し、監査役(会)の実査につ

ある。加えて、内部統制システムをめぐる日本の従来の議論及び判例について一応の整理を行うとともに、取締役 (会)及び監査役(会)の内部統制システムの構築に関する会社法(条文の引用においては「会」と略する)上の

中国法における監査権限

監事会の監査対象を管理人員まで拡大すべきであるという意見もあったことから、改正後の公司法においては、

監事会は取締役及び高級管理人員の職務執行を監査するという表現に改められるようになった(公一一九条一項・ 五四条一号前段)。監事会の基本的職務には会計監査と業務監査が含まれているが(公一一九条一項・五四条一~

一号前段)、その個別的業務監査権限に関する法律構成は、以下の通りである。

情報収集権

(一) 報告請求及び調査の権限

報を伝えることが必要となるが、従来の監事会には取締役及び経理の業務執行状況についての報告請求権が与えら 会社の経営が健全に行われるためには、業務執行を行う取締役及び経理が監事会の監査業務に協力し、十分な情 責務を考察し、両者の連係について日本法から示唆を得て、今後の中国法に向けて改善策を提示することにしたい。 61 [2011.11]

報告義務については、公司法に導入されることはなかった。 た取締役及び高級管理人員はこれを拒むことができないと解してよいであろう。しかし、業務執行者の監事会への てきた。改正後の公司法では、取締役及び高級管理人員は、監事会に業務執行状況を説明するとともにそれに関わ きとする義務を導入し、併せて監事会にも業務執行者に対する報告請求権を認めるべきであるという提案がなされ 事情を背景に、取締役及び経理が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには監事会に報告すべ れておらず、取締役及び経理の業務執行を監事会が継続的かつきめ細かく把握するのは困難であった。このような 二項)。したがって、監事会はいつでも取締役及び高級管理人員に対し報告を求めることができ、報告を求められ る資料を提供しなければならず、監事会の権限の行使を妨害してはならないとする制度が導入された(公一五一条

認めることは監査の実効性を高める有力な手段となる。改正法は、業務監査を遂行するにあたっては監事会に調査 り、監事が自ら立てた監査方針に則り、積極的に情報を求める手段ということができ、業務状況に対する調査権を として帳簿書類や財産等を自らが確認して情報を得る方法である。これは、受動的・断片的な報告の受領とは異な するのが多数の意見であった。しかし、報告が取締役等の表現を介して情報を得る方法であるのに対し、調査は主 する見解が多かったが、取締役及び経理の業務執行について調査することができるか否かについては、これを否定

他方、財産検査権(公一一九条一項・五四条一号)については、従来から、検査の方法として調査が含まれると

(二) 取締役会への出席権

監事は取締役会に出席することができる(公一一九条一項・五五条一項)。監査役 (監事)が取締役会に出席す

権を与えるべきであるという提案を採用し、監事会の調査権を明文で認め、公認会計士等の補助者を使用した場合

の監査費用についても会社が負担すべきものとした(公一一九条一項・五五条二項)。

反大法学)61(3·4-333)945〔2011.11〕

めにも、それを単なる監事の権利または権力と解するのではなく、権限であると同時に義務でもあると解するのが(『) 事の取締役会への出席については、所有と経営が分離されている状況において監査機関の機能を十全ならしめるた るのは、業務執行に関する意思決定のプロセスを知り、業務監査に必要な情報を得るためである。したがって、監

に出席できると定めるにとどまっていたが(旧公一二六条二項)、取締役会への出席権に加え、取締役会の決議事 また、改正法は監事の質問権を導入した(公一一九条一項・五五条一項)。改正前の公司法は、監事は取締役会

至った。この規定の導入は、監事会が取締役会の意思決定のプロセスをチェックすることで、事前監査の効果を向 上させるべきであるという要請によるものであるといえよう。

2 予防的監査権限

(一) 取締役会における提案権

るが、多くの学説はこれに否定的で、早くから監事の取締役会における意見陳述権を認めるべきであるとされてき たは経理が応じなかった場合、監事は取締役会において是正のために意見を述べることができると解する見解があ 定が置かれていなかった。これに関しては、会社利益を害する行為についての監事会の是正請求に対し、取締役ま 陳述権を認めることであるが、従来、監事の取締役会出席権に意見陳述権が含まれるか否かについては、明文の規 り、どのようにすればそれが可能になるのかが重要な課題である。有効な手段として考えられるのは、監事に意見 監査の実施について法は予防監査を期待するが、予防監査は監査役(監事会)監査のベスト・プラクティスであ 項への質問権をも認めるべきであるという提案を受けて、改正後の公司法はこのような質問権についても認めるに 61 $(3 \cdot 4 - 334)$ [2011.11]

た。改正後の公司法では、監事の取締役会における提案権が認められるようになった(公一一九条一項・五五条(這)

(二) 是正請求の問題点

項。

おいては予防的監査が期待され、取締役の違法行為が完了し会社に損害が生じるのを防止するためには、監査役 が必要であるから、業務執行は進行中あるいは完了したものでなければならないであろう。しかし、監査の実施に 項・五四条三号) 。是正請求権の行使には、取締役または高級管理人員の業務執行が会社の利益を害していること (監事) の迅速な対応が期待される。したがって、進行中の違法行為についてそれを阻止するという意味では、監 監事会は、取締役または高級管理人員の会社の利益を害する行為に対し、是正請求権を有する(公一一九条

になり、損害防止のための監事の迅速な対応は期待できない。 えられるため(公一五二条・一五〇条)、それとは別に単に是正を求めるという法的措置の意義が疑われる。他方 為によって当該会社に著しい損害が生じる恐れがあると認められたときに是正を請求するというのでは、事前防止 取締役等が法律、法規及び会社の定款に違反する行為をし、会社に損害を及ぼす恐れがある場合において、当該行 の機能を果たせない。このような場合において是正請求権は、事前措置ではなく事後措置の機能しか有しないこと

事会の是正請求にも意義があるといえる。しかし、すでに完了した業務執行については、株主代表訴訟の適用が考

(三) 差止請求権付与の提案

違法状態を取り除くことも差止請求の対象になるというのが差止めの一般的な考え方であるといわれる。(※) 介入できる制度を整備する必要がある。違法行為の差止めはそれが完結する前に行使しなければならず、 取締役等の違法行為をいち早く抑制し、会社に損害が生じるのを防止するためには、監事会が損害発生の前から

効力がない。また、損害が発生した場合には株主代表訴訟の提起が可能となるが、これは事後救済の法的措置はそ 前述した通り、是正請求権には、会社利益の侵害が要件とされるがゆえに、侵害が現に存在しない限り事前監査の の重点が違法行為の是正よりも損害の回復に置かれるためであろう。このように考えると、監事会の事前監査機能

を向上させるためには、監事会に差止請求権を与える必要があるといえよう。

3 報告義務

(一) 取締役会への報告義務

項につき取締役会に報告すべきとするのが妥当であろう。またこのような見地から、取締役会の招集権を監事会に 取締役または経理が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認められるとき、監事会はこれらの事 うに、取締役会に監督権限を発動させる契機を与え、取締役会が迅速に対応し是正することが期待されることから、② れに加えて取締役会の構成員である取締役の他の取締役の職務執行に対する監視義務も導かれるといえる。このよ 後段)、取締役会は取締役会長及びその他の取締役に対する監督権限を有していると解することが可能であり、こ ければならないといえる。さらに、取締役会長は取締役会により選任・解任されるのであるから(公一一八条一項 る義務を負うとされているため(公一一四条二項・五○条一項一号)、取締役会長は経理の職務執行をも監督しな 成員であるその他の取締役の職務執行を監督しなければならないといえる。また、経理は取締役会の決議を実施す の実施状況に対し監督する義務を負うとされている(公一一〇条二項)。したがって、取締役会長は取締役会の構 業務執行を決定する権限を持つのは取締役会であり(公一○九条四項・四七条)、取締役会長は取締役会の決議

与えるべきであるという提案もなされている。

948 [2011.11]

61

 $(3 \cdot 4 - 336)$

べきであり、したがって、会社の利益のための招集のみ認められてよいと思われる。

株主総会への報告義務

見がある。 告の内容については、監事会が取締役会の株主総会に提出しようとする議案及び書類一般を調査し、法令もしくは 定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、株主総会にその意見を報告すべきであるとする意 るにとどまり(公一○○条・三八条一項四号)、報告の時期、内容及び方法については明らかにされていない。報 株主総会への報告義務については明文の規定がない。株主総会は監事会の報告について審議すると定められてい

なかった場合(公一○一条五号)、監事会は自ら臨時株主総会を招集することができるようになった(公一一九条 存せざるを得なくなるとの批判から、臨時株主総会の招集権を監事会に与えるべきであるという声が強かった。こ 臨時株主総会の招集権を与えないのは監事会の独立性を低下させるほか、監査職務を遂行するに際し取締役会に依 た場合に限って監事会自らが臨時株主総会を招集することができるとする見解があったが、監事会に必要な場合に 来、問題となったのは臨時株主総会の招集権者であるが、監事会の性格、地位及び権限から、是正請求権を行使し いうのが要件であるとする見解がある。臨時株主総会の招集権の濫用を防止するためには、招集の要件を厳格にす れを受けて、改正後の公司法においては、臨時株主総会の招集が提案なされてから二ヶ月以内に取締役会が招集し ら提案がなされた場合、取締役会は二ヶ月以内に臨時株主総会を開催しなければならない(公一○一条五号)。従 項・五四条四号後段)。なお、臨時株主総会の招集の目的については明文の規定がないが、会社の利益のためと 方、監事会には臨時株主総会の招集提案権が与えられており (公一一九条一項・五四条四号前段)、監事会か

61 $(3 \cdot 4 - 337)$ 949 [2011.11]

(三) 株主総会への提案権

改正後の公司法では、監事会の株主総会への提案権が認められている(公一一九条一項・五四条五号)。提案権

の内容については明文の規定がないが、会社の利益のための提案であればよいと解してよいであろう。これについ

ては、公司法が改正される前から、取締役会からの独立性の向上と権限の強化のための方策として、監事会に取締

与えるべきであるとする見解、取締役及び経理の解任に関する提案権を与えるべきであるとする見解、選任、

役及び経理等に関する人事権を与えるべきであるという提案がなされてきた。具体的には、取締役の解任提案権を

 $(3 \cdot 4 - 338)$

950 [2011.11]

及び賞罰に関する提案権を与えるべきであるとする見解、取締役の被選任候補者の指名権を与えるとともに、

の選任・解任権を与えるべきであるとする見解等があった。 改正後の公司法には、監事会は、法律、行政法規、会社の定款並びに株主総会の決議に違反した取締役及び高級

役の解任提案権を与えるべきであるとする見解、さらには取締役の選任権を与えるべきであるとする見解、取締役(③)

会の決議違反の有無についても監査すべきであるという提案を受け、監事会は株主総会の決議違反の有無について

管理人員に対する解任提案権を有するとする制度が導入されている(公一一九条一項・五四条二号後段)。株主総

も監査を行うとする規定が初めて公司法に導入されたのである。

ればならない のような改正が加えられた。監事会には、監事全員の過半数の賛成で議長(中国語では「主席」)を一人設けなけ 従来、監事会の運営方法については定款で定めるとされていたが(旧公一二七条)、改正後の公司法では、以下 (副議長の設置は会社の自治に委ねられている) (公一一八条三項前段)。議長は監事会の招集を行わ

5

責任追及における権限

監事会は半数以上の賛成で決議されると定められているが(公一二○条二項)、監事会が四人または六人等の員数 は、公司法の規定によるが、それ以外の事項については定款で定めなければならない(公一二〇条二項)。さらに、 らず、監事は臨時監事会の開催を提案することができる(公一二〇条一項)。監事会の議事方法及び表決の手続き 集しなければならない(公一一八条二項後段)。また、監事会は六ヶ月ごとに少なくとも一回開催されなければな さらに、副議長が監事会を招集することができないときには、半数以上の監事により選任された監事が監事会を招 なければならないが、議長が監事会を招集することができないときには、副議長が監事会を招集しなければならず、

め、事実上定款で定めることになるであろう。 瑕疵であるといわざるを得ない。なお、決議以外の事項については、公司法に具体的な規定が設けられていないた で構成される場合には、半数以上に二人または三人が含まれるため、決議の要件を過半数にしなかったのは立法の

制されすぎる恐れがあるということ、等の理由から、監事の独任制を排除する意味で合議体の監事会制度を維持す べきであるという意見があるが、両方の制度は矛盾するものではないということをここで指摘しておきたい。した 監事の独任制については、監事が監査の専門知識に乏しいということや、監査秩序に混乱が生じ、業務執行が牽(40)

がって、監事の独任制を設けるべきとする提案に賛成する。

会長が会社を代表するとすれば、訴訟が公正を欠くものになりかねないという懸念があることから、会社の代表権 する者は取締役会長であるとされていたため 従来、取締役と会社との間の訴訟において、誰が会社を代表するかについては規定がなった。また、会社を代表 (旧公一一三条二項)、取締役と会社との訴訟において、

仮に取締役

951 [2011.11] $(3 \cdot 4 - 339)$

たがって、取締役と会社との間の訴訟においては監事会が会社を代表すべきであるとする提案や、経理と会社との を有しない監事会の設置は、このような問題の解決にはならず、形式的なものに過ぎないという批判もあった。しょ

合、取締役及び高級管理人員に対し損害賠償の訴えを提起できるようになった(公一五二条一項・一五〇条)。

事会は一八○日以前から単独または合計で発行済株式総数の一○○分の一以上を有する株主からの請求があった場 間の訴訟においても監事会が会社を代表すべきであるとする提案がなされてきた。改正後の公司法においては、監

952 [2011.11]

する意見は、株主総会は大株主の支配を受けるケースが多く、支配株主自身が取締役を兼任するという方法を通じ 意見は、株主代表訴訟が提起されたときに限って、監事会の会社代表権を認めるべきであるとするが、これを肯定 て会社の経営に関与している場合には、支配株主とその他の取締役及び経理との間には業務執行についての暗黙の 他方、監事会に自らの判断による提訴権を与えるべきか否かについては、意見が分かれている。これを否定する

かったとしても、自らの判断で取締役等に対し損害賠償の訴えを提起できるようにすべきであろう。 うという専門的な監査機関である以上、その裁量の範囲については議論の余地があるものの、株主からの請求がな 了解があるといえるという理由から、監事会が自らの判断により提訴してよいとする。監事会が継続的に監査を行

6

新しい経済組織は国民にとって馴染まないものであり、コーポレート・ガバナンスにおける監督の重要性に対する 法においても監事会の位置づけが依然として法的に明確にされておらず、監事会は単なる取締役会による経営にお 認識も薄く、監査機関である監事会の機能及びその位置づけに対する認識も不十分であるといえる。改正後の公司 従来、中国では官民一体となって企業の経営が行われてきたため、所有と経営が分離されている株式会社という

であるという認識が今なお形成されていない。 ける諸利害関係者の利益の代弁者という形でとらえられており、経営の健全性確保というのが監事会の主たる機能

日本法における監査役(会) の権限

することができる(会三八九条一項・七項)。監査役(会) においては、監査役設置会社と会計監査人設置会社を除き、定款の定めにより監査役の権限を会計監査権限に限定 日本の会社法において、監査役には業務監査権限及び会計監査権限が与えられているが、例外として非公開会社 の個別的業務監査権限に関する法律構成は、

以下の通

1 監査環境の整備における情報収集権

りである。

たって一般に考えられる問題としては、監査役の監査職務を補助するスタッフの十分な配置や、 査協会の新監査役監査基準においても監査環境の整備が重要な課題と位置づけられており、監査環境の整備にあ⁽⁵²⁾ 機構の構築が必要である。そのようなガバナンス機構の構築にあたっては、二〇〇四年に改正された日本監査役監

企業の健全性と社会的信頼を担保するには、執行部である取締役による監督と、それと立場を異にするガバナンス

実に伝達されるルートの整備等の事項が特に挙げられる。 計監査に限定している会社は除かれる(会三八九条一項・七項)。さらに、監査役設置会社における取締役は、 会社の業務及び財産の状況に対し調査をすることができる(会二八一条二項)。ただし、監査役の監査を定款で会 監査役はいつでも取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対し事業の報告を求め、または監査役設置 監査役に情報が確 $(3 \cdot 4 - 341)$ 61

953 [2011.11]

ることができる。同じ情報を持ちながら、評価が違うという緊張関係が、監査環境の整備の一つであると考えると、(ほ) ならない(会三五七条一項)。監査役は、報告の徴収、業務・財産の調査について、必要があれば補助者を使用す 社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、要求がなくても直ちにそれを監査役に報告しなければ [2011.11]

監査役の情報収集に関する環境の整備及びその実効性がいかに重要であるかが伺える。

これについては、取締役会に出席することが職務上の義務であると解され、監査役が理由なく欠席すれば、そのこ 条一項)。もっとも、一九七四年の改正以降、監査役に取締役会に出席して意見を述べる権限が与えられており がその目的である。二〇〇一年の改正商法により、監査役は取締役会に出席しなければならなくなった(会三八三 監査役の取締役会への出席は、業務執行に関する意思決定のプロセスを知り、業務監査に必要な情報を得ること

 $(3 \cdot 4 - 342)$

監査役の監査の実施について法は予防監査を期待している。予防監査は監査役監査のベスト・プラクティスであい。(58) 予防的監査権限

とが任務懈怠となると解されてきたところである。

会への出席及び意見陳述を義務化したこと(会三八三条一項)については、監査役がその権限を行使するにあたっ 従来から出席権同様、権利であると同時に義務でもあると解されてきた。しかし、二〇〇一年の改正商法が取締役 るが、どうすればそれが可能となるのかが重要な課題である。監査役の取締役会における意見陳述権については、「⑥」

は、取締役会における意思決定の不十分さを指摘し、必要な措置(情報が十分であるか否か、意思決定手続きが合 ものや、監査役が積極的に妥当性監査に関与することを期待していると解するものがある。つまり、監査役の任務 て経営者の制限を受け、権限の行使が不能になるといった事態を打破することにその趣旨が置かれていると解する

理的であるか否か)について取締役会に苦言することにあり、監査役は取締役会の意思決定に際して、その調査の(ថ)

有無・程度・範囲及び方法や決定手続き等について注意し意見を述べることが要求されるというのである。

れらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該 そこで、監査役は、取締役が会社の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこ 取締役の違法行為が完了した後、会社に損害が生じるのを防止するためには、監査役の迅速な対応が期待される。

取締役に対し、その行為を止めることを請求することができる(会三八五条一項)。この場合においては、監査報

しいことを意味し、損害の回復の可能性の有無は問題とならないと解されている。 としての意味合いを色濃くもつものになる。なお、ここにおける著しい損害とは、その損害の質及び量において著 告書をもってそれを報告することのみを目的とする業務に期待するよりも、そのような損害の発生自体を未然に防 止することを株主がより強く望むのは当然であり、監査役の差止請求権は、業務が完了する前の最終的予防的監査

3 報告義務

えるため、監査役にこの報告義務を負わせているのである。 業務執行を決定する権限をもつのは取締役会であり(会三六二条二項)、取締役会にその権限を行使する契機を与 社にあっては、取締役会)に報告しなければならない(会三八二条)。代表取締役及びその他の取締役を監督し

また、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるもの(会社法施行規

款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役(取締役会設置会

監査役は、取締役が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、または法令もしくは定

阪大法学)61(3・4-343)955〔2011.11

らない(会二八四条)。監査役は、取締役会に出席し、意見を述べなければならないが(会二八三条一項)、監査役 款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければな 則一○六条により、電磁的記録とその他の資料)を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定

独任制と合議制

が総会に提出されるときは、監査役は総会で意見を述べることになるのである。

の実施については、できる限り独任制の長所を活かすべきであるといわれる。 適法性監査は多数決に馴染まないものであるから、監査機関は独任制でなければならず、監査意見の形成や監査

ければならないとされ(会三二八条一項)、大会社である公開会社では監査役会が監査役の職務の執行に関する事

他方、大会社(会二条六号)である公開会社(会二条五号)は委員会設置会社でない限り、監査役会を設置しな

監査を貫徹することは難しいため、大会社においては、監査役会を設け、監査役の独任制と監査役会の合議制を整 項を定めることができるが、監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の 職務の執行に関する事項の決定等は、監査役の権限の行使を妨げることができない(会三九〇条二項)。独任制で

5 責任追及における権限 合させることが求められているのである。

監査役設置会社(会社法三八九条一項・七項の適用により、監査役の監査が会計監査に限定されている会社は除

の意見陳述が無視されて議案に反映されないまま、または取締役会にかけられることなく、そのような議案・書類 $(3 \cdot 4 - 344)$ 956 [2011.11] 61

かれる) いては、 において、取締役に対し、または取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合に、 監査役が監査役設置会社を代表する(会二八六条一項)。また、株主が会社に対して行う、 取締役の責任 当該訴えにつ

を追及する訴えの提起の請求(会八四七条一項)についても、監査役が監査役設置会社を代表する。

外的イメージへの影響や、訴訟遂行のための会社の人的・時間的・金銭的負担等を総合的に判断する必要があるが、 合理性を欠くものでない限り、監査役に過失があると見るのは困難であるといえ、これは一種の経営判断に類似し な調査をした上で訴えを提起しないことが会社の最善の利益になると判断したのであれば、その判断内容が著しく この裁量権の行使が経営判断の問題に属するか否かについては、これを否定する見解が多い。これに対し、合理的 取締役の会社に対する損害賠償責任を追及する訴え(会三八六条一項)において、監査役は提訴による会社の対

た判断であるとする見解もある。

6

び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務

五年に成立した会社法においては、委員会設置会社のみならず、大会社全体に対し、

ことを一般的に確保するための会社内の体制が問題とされ、そのような体制、すなわち内部統制システムが存在し 務執行を個別的に監視することは不可能であり、取締役の監視義務については、会社の業務執行が適切に行われる 取締役会の構成員である取締役は、他の取締役の職務執行を監視する義務がある。従来から、取締役が会社の業 内部統制システムの構築における監査役の責務 957 [2011.11]

正商法は、委員会等設置会社(現委員会設置会社)のみに対し、内部統制システムの構築を義務付けたが、二〇〇 ているか否か、それが十分に機能しているか否かが中心に考察されるべきであるといわれてきた。二〇〇二年の改 取締役の職務の執行が法令及

 $(3 \cdot 4 - 345)$

六二条五項、四一六条二項)。さらに、会社法における内部統制システムは、業務執行機関の外部の機関である監 条、一〇〇条、一一二条二項)について、取締役または取締役会が決定するよう義務付けた(会三四八条四項、三

構築が監査役の監査の対象となり、個々の統制行為が監査の対象である一方、監査体制はそれ自体が内部統制シス 査役による業務執行機関の統制を含むとされ(会社法施行規則九八条四項・一○○条三項)、内部統制システムの

テムの一部であると解されている。

査役は、商法特例法二二条一項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているため、取締役がリスク 価することが監査役の役割とされている。このような考え方は判例においても採用されているが、それによると監 は企業の内部統制制度の充実が何よりも求められ、経営者の責任で整備され、維持される内部統制の機能状況を評 企業活動の効率性の維持のためには取締役会の強化が不可欠であるが、他方、企業活動の正当性の維持のために

(阪大法学) 61

 $(3 \cdot 4 - 346)$

958

[2011.11]

た、監査役としての善管注意義務の内容をなすものということができるとされている。 従来、多くの会社において監査役と業務執行部門の中に設置されている内部統制システムとの連動が図られてい

管理体制(いわゆる内部統制システム)の整備を行っているか否かを監査すべき職責を負うものであり、これもま

る解釈がほぼ異論なく認められている。 効性の向上につながるとされ、監査役が、内部統制部門と緊密な連係を保って調査を進めることも有効であるとす ないのが実態であったが、内部統制システムの構築において、監査役がこれと適切に接合すれば監査役の監査の実

統制を無効にした場合、経営者等が内部統制を無視した場合及び内部統制の構築当初は想定していなかった環境の 他方、企業構成員の判断の誤りや不注意により内部統制からの逸脱が生じた場合、企業構成員が共謀して、内部

責任を追及されるようなことをしているかどうかについて常に監視し検証しておく必要があるが、内部統制システ(%) 変化や新たな事象が発生した場合には、内部統制が有効に機能せず、事業活動の適正かつ効率的な実行が確保でき ムの構築及びその運用についての検証も当然ながら重要であると思われる。 ⁽⁸⁸⁾ ない懸念があると指摘される。監査役は、独立かつ中立的な機関として内部紛争の処理を行うためにも、 取締役が

日本法の今後の中国法への示唆

四

総会に提出する際には、監査役全員の同意が必要とされており(会四二五条三項一号)、監査役の監査の一貫性が さらには職務執行を行うに際し善意で重大な過失のない取締役の責任について、その一部免除に関する議案を株主 以上からすると、日本法における監査役(会)には継続的な監査(実査)のための広範な権限が与えられている。

維持されている。他方、監査役の取締役への報告義務の履行により、業務執行を行う取締役(会)自らにも、

ら独立し実効的に監査を行っているとの評価はいまだに少なく、制度改正の議論は絶えず、権限強化をめぐる議論 役の不正行為に対し迅速に是正措置を講じることが求められている。しかし、特に上場会社等の監査役が経営者か の多くは人事権に集中している。

比較すると、専門的な監査機関としての監事会の位置づけが依然として明確ではなく、したがって監査機能の向上 号)が与えられ、監事会の地位の確保や監査の実効性の向上が図られたことは、評価に値する。 論の動向からすると、特に、法律、行政法規、会社の定款並びに株主総会の決議に違反した取締役及び高級管理人 員に対する解任提案権(公一一九条一項・五四条二号後段)や、株主総会への提案権(公一一九条一項・五四条五 中国においては、二〇〇五年の公司法改正を経て監事会の権限が相当強化されたといえる。日本の前述の改正議 しかし、 日本法と

:大法学)61(3·4-347)959〔2011.11〕

のための十分な権限が与えられていない。すなわち、監事会は取締役会による経営における諸利害関係者の利益の

されていない。その一方で、所有と経営の分離に関しては、依然として株主総会が直接会社の経営に関与するとい 代弁者という位置づけが維持され、経営の健全性確保というのが監事会の主たる機能であるという認識がなお展開 う姿勢が維持されており(例えば、資本金増額〔公一○○条・三八条七号〕、社債発行〔公一○○条・三八条八号〕

(3.4-348) 960 [2011.11]

ければならないであろう。 自らによる迅速な是正を重要視することが求められるほか、取締役等の責任追及に関する監事会の権限も整備しな 監督機能を果たすことが期待されているが、株主総会は監督の専門的機関ではないうえに、株主総会の形骸化はそ 及び組織変更〔公一〇〇条・三八条九号〕等の事項に関しては、株主総会が決議するとされている)、株主総会が 日本法から示唆されるように、情報収集権や予防的監査権限の充実化を図る必要があり、業務執行を担う取締役会 目を向けることが何よりも重要であり、さらには監事会を実査に重点を置く機関と位置づけるのであれば、やはり の監督機能の弱体化につながるといえる。したがって、やはり監査の専門的機関である監事会の監査機能の向上に

実査の限界を補うためにも、内部統制部門と緊密な連携をとり、さらにそれについて検証しなければならないとい 前述のように監査対象が従来より拡大されている(公一一九条一項・五四条二号前段)監事会にとっては、自らの テムの構築義務が、そして監事会にはその構築及び運用に関する監査義務が導かれると思われる。そうだとすると、 る(公一四八条一項)ことからすると、今後の中国法においても、大規模の株式会社の取締役会には内部統制シス る監視義務が導かれる。さらに、取締役及び監事に日本法上の善管注意義務とほぼ同内容の勤勉義務が課されてい

他方、前に述べたように、中国法においても取締役には、取締役会の構成員である他の取締役の職務執行に対す

うことが、日本法から示唆されるといえる。また、同じく日本法から示唆されるように、監査職務の遂行のために

は監事の独任制が求められるため、仮に今後内部統制システムの構築により監査職務を遂行するという方向で監事

会制度を構築することを目指すとしても、監査の独任制は排除されるべきではないと思われる。 義務の厳格化は相応の権限の拡大を必要とする一方、権限の行使を怠らないようにするためには、責任制度を厳

格にする必要が生じてくる。監事会の監査機能の向上をめぐってはなお議論が必要であるが、今後株主代表訴訟

活性化により議論がさらに活発になることにも期待がかかる。

- (1) 董溯戦 = 童光法「試論我国股份公司監事会制度的缺陥及其完善」甘粛政法学院学報総第六一期(二〇〇二年)三四頁 金永明 = 陳禹志 [国企応強化公司監事制度] 上海国資二〇〇四年第一一期三一頁 [黄来紀]。
- (2) 卞耀武 = 劉鴻儒主編『中華人民共和国公司法実務全書』(経済日報出版社、一九九四年)八二頁、郭東「論現代企業
- 〇一年)三八頁、矯健「独立董事・監事会与現代公司監督机制的選択」当代法学二〇〇二年第二期五九頁、 (二○○○年) 一一○頁、李培志 = 楊貴海 [完善監事会的架構設計発揮監事会的価値功能]河北法学総第一一○期(二○ 袁錦秀「公司

─公司制度」企業経済一九九四年第五期一○頁、徐潔「健全和完善股份公司機関的策略」現代法学二二巻第一期

- (3) 徐潔·前掲注(2) 一一○頁、李開甫「簡論我国公司監事会制度的不足与完善」法学評論総第一三○期(二○○五年) 治理結構的法律規制——基于政府規制理念的考察」法学二〇〇三年第二期八八頁
- 経営上の重大事項及び突発的な事態に限って監事会に報告すべきだという。 |二||五頁。王保樹||公司法修改与公司法律制度的完善——公司法修改応追求適応性||法学二○○四年第七期七頁は、会社
- (4) 白国棟「中国公司法上の監査制度」判例タイムズ八五七号(一九九四年)六二頁、志村治美 = 奥島孝康『中国会社法 社、二〇〇二年)五三三頁。 入門』(日本経済新聞社、一九九八年)一七〇頁[奥島孝康]、呉天宝ほか『国有企業改革比較法律研究』(人民法院出版
- 5 律思考」工業技術経済二一巻第二号(一九九九年)三一頁、胡文濤「強化我国股份有限公司監事会監督職能的法律思考」 | 白国棟・前掲注(4)六二頁、奥島孝康・前掲注(4)一七○頁、万利民「我国公司法人治理結構中監察権有効行使的法

経済師一九九九年第六期三一頁、胡新華「国有企業監督机制的法律控制」徐学鹿編『企業改制及運行的法律控制』

(阪大法学) 61 (3·4-349) 961 [2011.11]

法院出版社、二〇〇二年)二〇〇頁。

- (6) 龍田節「監査役・監査役会の職務と権限」商事法務研究会編『監査役ハンドブック』(商事法務研究会、新訂第三版、
- 二〇〇〇年)九四頁。 万利民・前掲注(5)三一頁、胡新華・前掲注(5)二〇〇頁。
- (8) 龍田節・前掲注(6)一○二頁、鈴木進一「監査委員会と監査役会に関する選択制〔下〕」商事法務一七三二号(二○
- 〇五年) 二七頁。

 $(3 \cdot 4 - 350)$

962

9 徐傑=徐曉松『中国公司法与公司実務』(中国致公出版社、一九九四年)一九八頁、梅慎実『現代会社機関権力構造 (中国政法大学出版社、二〇〇〇年) 五二八頁。

呉天宝ほか・前掲注(4)五三六頁

- 第四期七六頁、钟志勇「中日股份公司監事義務与責任之比較」浙江万里学院学報一七巻第三期(二○○四年)八○頁、王 麗嫻 = 巫慶華 「我国股份公司監事会制度的現状和完善建議」特区経済二〇〇五年第七期一〇一頁。 金京玉「中韓両国股份有限公司監事制度的比較——兼談我国公司治理中監事会制度的完善」山東大学学報二〇〇四年
- (12) | 末永敏和「コーポレート・ガバナンスと健全性確保――商法の立場からの検討」商事法務一五四二号(一九九九年)
- <u>13</u> 吉井毅「日本の監査役制度」商事法務一六九四号(二〇〇四年)九頁。 白国棟・前掲注(4)六三頁。
- 王麗嫻 = 巫慶華・前掲注(11)一〇一頁。 白国棟・前掲注(4)六四頁、徐潔・前掲注(2)一一○頁、金京玉・前掲注(1)七六頁、钟志勇・前掲注(1)八○頁

末永敏和・前掲注(12)一七頁。

- (17) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔云〕』(有斐閣、一九八七年)四六七頁〔鴻常夫〕、龍田節・前掲注 (6)一〇五頁、
- (18) 公司法は、高級管理人員の違法行為についても株主代表訴訟を認めているが(公一五二条・一五〇条)、経理、 前田庸『会社法入門』(有斐閣、第九版、二〇〇三年)三九六頁。

理及び財務責任者等は取締役会により選任・解任されることからすると(公一〇九条四項・四七条九号)、これらの者の

なお議論の余地があると思われる 会社に対する損害賠償責任について、 取締役会が責任を追及すべきか、それとも株主代表訴訟を認めるべきかに関しては、

- (1) 白国棟・前掲注(4)六三頁、奥島孝康・前掲注(4)一七○頁。
- 20) 龍田節・前掲注(6)一〇六頁。
- 第三期一四七~一四八頁は、差止請求権と是正請求権両方を与えるべきであるというが、両方を認める必要はないであろ 四三期(二〇〇一年)八六頁。常健=铙常林「完善我国公司監事会制度的法律思考」上海社会科学院学術季刊二〇〇一年 江学刊二○○一年第一期一八八頁、梁三利「韓国・日本股份有限公司監事職権比較分析」甘粛政法成人教育学院学報総第 胡文濤・前掲注(5)三一頁、徐潔・前掲注(2)一一○頁、王宗正「我国股份有限公司内部監督制約机制及其完善」
- 龍田節・前掲注(6)八四頁。
- 23 むしろ取締役会の監督権限を発動させるというのが合理的であろう。 钟志勇・前掲注 (⑴)八○~八一頁は、株主総会に報告するには時間と費用がかかるということを理由に挙げているが
- (25) 金京玉・前掲注(11)七六頁。

24

钟志勇・前掲注(11)八〇~八一頁。

- 26 馬栄偉「上市公司内部監督制度重構」証券市場導報二〇〇一年四月号六五頁、钟志勇・前掲注(1)八一頁。
- 27 徐武生編著『中華人民共和国公司法案例評析与実務』(経済日報出版社、一九九四年)九二頁
- 28 甘培忠 [論完善我国上市公司治理結構中的監事制度] 中国法学二〇〇一年第五期七九~八〇頁。
- 健 = 铙常林・前掲注 (21) 一四八頁、馬栄偉・前掲注 (26) 六五頁、董溯戦 = 童光法・前掲注 (1) 三五頁、高旭軍「公司監督 議股份有限公司監事会及其価値功効」商業研究総第二一六期(二○○○年)八三頁、王宗正・前掲注 (ユ) 一八八頁 (5)三一頁、 曾咏梅「公司監事何時挺起腰杆」企業管理一九九八年第一一期一二頁、万利民・前掲注(5)三一頁、 陳淡卿|浅論完善我国公司内部監事会監督制衡机制」南方経済二〇〇〇年第六期四一頁、徐鉄岩 = 孫晴|浅 胡文濤・前掲注

哈尔濱工業大学学報(社会科学版) 机制失衡症和独立董事」南開学報 (哲学社会科学版) 二〇〇三年第一期一一三頁、劉哲「論監事会監督机制的立法完善 七巻第二期(二〇〇五年)六四頁、 李開甫・前掲注(3)一二五頁。

(阪大法学) 61 (3・4-351) 963 [2011.11]

- 30 究二○○二年四月号五二頁。他方、趙健「完善我国上市公司監事会制度的思考」焦作大学学報二○○三年第三期三七頁は、 常健 = 铙常林・前掲注(21)一四八頁、司偉「公司監督机制的制度契合-我国上市公司監事会制度完善刍議」財貿研
- 二ヶ月という期間が必要ではないという。
- (1100一年) 二七頁。 徐潔·前掲注(2)一一一頁、彭賽紅「論我国公司法中監事会職権的完善」湖南経済管理幹部学院学報一二卷第二期
- であるという。 甘培忠・前掲注 (28) 八三頁は、招集の要件についての説明はせず、特別な場合に限って自ら招集できるようにすべき
- 徐潔・前掲注(2)一一一頁、黄来紀・前掲注(1)三一頁。
- (34) 万利民・前掲注 (5) 三一頁、常健 = 铙常林・前掲注 (21) 一四八頁、江華「独立董事与監事会職能的衝突与協調」重慶 社会科学二〇〇二年第四期四〇頁

61

 $(3 \cdot 4 - 352)$

964 [2011.11]

- 35 曾咏梅・前掲注(29)一二頁。

王麗嫻 = 巫慶華・前掲注(11)一〇一頁。

- 37 寥斌「論独立董事与監事会職能的協調架構」天府新論総第一一三期(二○○三年)七五頁、李開甫·前掲注(3)一二
- 38 钟明霞「欧美等国公司内部監督机制对我国的啓示」法律科学(西北政法学院学報)二〇〇三年第四期六五頁、
- 39 董溯戦 = 童光法・前掲注(1)三四頁、江華・前掲注(3)四○頁、黄来紀・前掲注(1)三一頁。
- 前掲注(30)三七頁。
- 41 李培志 = 楊貴海・前掲注(2)三八頁。

胡文濤・前掲注(5)三一頁

40

常健 = 铙常林・前掲注 (21) 一四六~一四七頁、甘培忠・前掲注 (28) 七九~八〇頁。曾咏梅・前掲注 (29) 一二頁は、

個々の監事が監事会の決議により与えられた任務を果たした後は、単独で監査活動を行うことができるようにすべきだと いう。また、汪世虎「我国股份有限公司法人治理結構的完善」池州師専学報一五巻第四期(二〇〇一年)二四頁は、常勤 (執行監事)を設置し、常勤監査に限っては独任制を認めるべきであるという。王保樹(白国棟=楊沢宇訳)「中国

個人のあるべき地位と役割の確定を探求すべきであるという。 ものであるが、個々の監事には別段に義務と責任が定められており、権限と義務が一致していないということから、監事 公司法の制定と会社運営上の留意点」判例タイムズ八五七号(一九九四年) 四四頁は、監事は監事会の構成員に過ぎない

- (4) 王保樹(徐治文訳) | 経営集中の理念か制衡の理念か 八号 (二〇〇一年) 八八頁、甘培忠·前揭注(28)八〇頁。 -中国のコーポレート・ガバナンスの課題」法律時報七三巻
- (4) 呉天宝ほか・前掲注 (4)五四○頁、徐潔・前掲注 (2)一一一頁、胡茂剛「論我国股份有限公司監事机制之完善」 甘培忠・前掲注(28)八三頁、董溯戦 = 童光法・前掲注(1)三五頁、江華・前掲注(3)四〇頁、 正・前掲注(21)一八八頁、常健 = 铙常林・前掲注(21)一四八頁、馬栄偉・前掲注(26)六五頁、彭賽紅・前掲注(31)二七頁 市政法管理幹部学院学報二〇〇〇年第一期二六頁、徐鉄岩 = 孫晴·前掲注 (29)八三頁、陳淡卿·前掲注 (29)四一頁、 劉哲・前掲注(29)六四頁。 高旭軍・前掲注(29)一一三
- 45 報 (社会科学版) 一四巻第二期(二○○三年)三六頁、金京玉・前掲注(⑴)七六頁、王麗嫻 = 巫慶華・前掲注(⑴)一○一 李開甫・前掲注(3)一二六頁。 曾咏梅・前掲注(29)一二頁、司偉・前掲注(30)五二頁、 高旭軍「論公司監督机制失衡的法律原因及対策」同済大学学
- (46) 王保樹・前掲注(43)八九頁。

47

高旭軍・前掲注(45)三六頁。

- (48) 常健 = 铙常林・前掲注(21) | 三二頁。
- (49) 司偉・前掲注(30)四九頁。
- 50 近藤光男『最新株式会社法』(中央経済社、第三版、二〇〇六年)二五〇頁。

尾崎安央ほか一座談会:監査役監査基準全面改定の背景と実務対応

監査役設置会社の新しい企業統治の方向性

- 六一頁は、監査役の監査は、所有による経営のコントロール機能を補完するものとして客観的第三者的立場から行うもの 商事法務一六九七号(二〇〇四年)一三頁[諸石光熙発言]。末永敏和『会社法』(中央経済社、第二版、二〇〇一年)
- 52 諸石光熙発言「座談会」・前掲注(51)一三頁は、「内外から評価される」かつ「責任の取れる」監査役制度を設けるに

であるという。

監査環境の整備、内部統制システムの確立及び経営判断原則の活用といった三つが方法論として、新監査基準におい

て確立しているという。

- (53) 武井一浩発言「座談会」・前掲注(51)二一頁。
- 54 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔六〕』(有斐閣、一九八七年)四四八頁 [竹内昭夫]。
- (5) 尾崎安央発言「座談会」・前掲注(51)二三頁。
- (56) 龍田節・前掲注(6)一○二頁、鈴木進一・前掲注(8)二七頁。
- 57 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔六〕』(有斐閣、一九八七年)一二三頁[堀口亘]。
- 59 58 末永敏和・前掲注(12)一七頁。 龍田節「コーポレート・ガバナンスと監査役」監査役四二二号(一九九九年)二一頁。
- (60) 吉井毅・前掲注(13)九頁。
- (61) 前田庸・前掲注(17)三九一頁。
- [神田秀樹発]]。

神田秀樹ほか「座談会:企業統治に関する商法改正法の実務への影響」商事法務一六一七号(二〇〇二年)二七頁

- 64 63 大杉謙一「取締役・監査役の責任と、その軽減 川村正幸「改正商法によるコーポレート・ガバナンス改革」企業会計五四巻三号(二〇〇二年)二〇~二一頁。 ――監査役によるリスク管理体制の監視とアクティブ・ボードの推
- 進」法律時報七四巻一〇号(二〇〇二年)二八頁。
- 65 は、 続きを徹底させる義務を監査役が負うが、ここで伝統的な妥当性監査と適法性監査の境界がなくなるという。 畠田公明「企業不祥事は防止できるか」法学セミナー五七五号(二○○二年)二七頁。大杉謙一・前掲注(6)二八頁 つまり、ボード(取締役会)の内外における経営決定において、手続きを徹底する義務を取締役が負い、取締役に手
- 66 龍田節・前掲注(6)一〇五頁、鴻常夫・前掲注(17)四六七頁、前田庸・前掲注(17)三九六頁。
- (67) 鈴木進一・前掲注(8)二七頁。
- (6) 龍田節・前掲注(6)八四頁。(68) 鴻常夫・前掲注(17)四六三頁。

(阪大法学) 61 (3·4-354) 966 [2011.11]

77

- (70) 前田庸・前掲注(17)三九〇~三九一頁。
- (有斐閣、二〇〇六年) 四七三頁 監査委員会と監査役制度の比較を中心に」商事法務一六六八号(二○○三年)一七頁、江頭憲治郎『株式会社法』 浜田道代『商法』(岩波書店、第三版、二〇〇三年)一八一頁、森本滋「委員会等設置会社制度の理念と機能 T
- 二年)二七頁。鈴木進一・前掲注(8)二八頁は、多数意見が株主にとって常に正しいとは限らないため、監査報告書に少 数意見が尊重されているということは利点であるという。 奥島孝康「株式会社監査制度の現状と課題」 ―V監査役会の法定と機関権限の再分配」商事法務一二九六号(一九九
- (73) 奥島孝康・前掲注 (72)二四頁、日本監査役協会企業法制委員会「企業法制の将来に関する中間報告」監査役四二八号
- 74 (二〇〇〇年) 一四頁、大川博通発言「座談会」・前掲注(51)一〇頁。 | 内田信也「株主代表訴訟における監査役の実務対応と留意点」商事法務一三七九号(一九九五年)一九頁。 今井宏 = 伊藤智文 「株主代表訴訟と監査役」監査役三二〇号(一九九三年)一九~二〇頁 [今井宏発言]、山下友信
- 藤光男「経営判断の法則と監査役」監査役三八二号(一九九七年)一九頁。 とその問題点〔中〕――三井鉱山事件・野村證券事件・日本サンライズ事件」監査役三二九号(一九九四年)一八頁、近 「取締役の責任・代表訴訟と監査役」商事法務一三三六号(一九九三年)一二頁、田村諄之輔「最近の株主代表訴訟事件

取締役の責任軽減の問題等々に対する監査役の関与には、執行部門とは独立した一種の経営判断が要求されると解する。 |座談会:新たな監査役像を求めて」監査役四八四号(二〇〇四年)一二頁[家近正直発言]一一頁は、株主代表訴訟や 前田雅弘「株主代表訴訟制度」森本滋編著『比較会社法研究』(商事法務、二〇〇三年)二八〇頁。家近正直ほか

78 神崎克郎「会社の法令遵守と取締役の責任」法曹時報三四巻四号(一九八二年)八六九頁、吉本健一 判批

上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔六〕』(有斐閣、一九八七年)二七九頁 [近藤光男]。

- 務一五六二号(二〇〇〇年)四二頁。
- 79 80 神田秀樹「新会社法と内部統制のあり方」商事法務一七六六号(二〇〇六年)三九頁。 相澤哲はか編著『論点解説:新・会社法』(商事法務、二〇〇六年)三三三頁。
- 伊勢田道仁「会社の内部統制システムと取締役の監視義務」金沢法学四二巻一号(一九九九年)八六頁、末永敏和

「国際化時代と会社法③ 監査制度の改革」取締役の法務七八号(二○○○年)六九頁、片木晴彦「監査役の権限強 968 [2011.11]

- 化」企業会計五四巻三号(二〇〇二年)三七頁、川口恭弘「内部統制システムの意義と監査役の役割」監査役四七六号 (二○○三年)一三頁、小柿徳武「監査役監査と内部統制」監査役四七五号(二○○三年)三九頁。尾崎安央「監査役監
- れてきた「適法性監査」(取締役の善管注意義務の履行)の一内容に過ぎないという。 査基準の改定〔上〕」監査役四九一号(二○○四年)三五頁注一○は、内部統制の構築状況に関する監査は従来からいわ

大阪地判平一二・九・二〇判例時報一七二一号三頁、東京地判平一六・一二・一六判例時報一八八八号三頁等がある。

監督について」商事法務一六九三号(二〇〇四年)八~九頁は、監査役は内部統制システムの不備が違法な程度に達しな 事法務一六五二号(二〇〇三年)一〇頁 [始関正光発言]。江頭憲治郎「日本の公開会社における取締役の義務 森本滋ほか「座談会:平成一四年商法改正と経営機構改革――委員会等設置会社に関する論点・実務対応〔中〕」商

(阪大法学) 61

 $(3 \cdot 4 - 356)$

- ければ行動がとれなかったという。
- 84 岩原紳作 = 森本滋発言「座談会」・前掲注(8)一〇~一一頁。 武井一浩「内部統制法制の実務的観点からの検討」商事法務一七六六号(二〇〇六年)五一頁。
- 86 吉井毅・前掲注(13)一三~一四頁。
- をトレース、確認し、評価・判断する行為であるが、これは、監査役または監査役会の監査意見を形成する際の、評価・ 尾崎安央発言「座談会」・前掲注(51)一八頁は、検証とは、事後検証であり、ある結果が発生したとき、後から事実
- 88 判断の基礎になるという。 尾崎安央発言「座談会」・前掲注(51)二六頁。
- | 末永敏和 = 藤川信夫「新しいコーポレート・ガバナンスと企業経営」取締役の法務一〇八号(二〇〇三年)四七頁は、
- 監査役と内部統制部門との間にはファイヤー・ウォールを設けることが必要であるという。 | 江頭憲治郎・前掲注(71)四三五頁は、責任免除が大局的にみて会社(株主)の利益に合致するか否かが監査役の善管
- 江頭憲治郎・前掲注(71)四六○頁。

注意義務の基準であると解する。

末永敏和「二一世紀の商法を展望するー –コーポレート・ガバナンス」ジュリスト一一五五号(一九九九年)一二六

頁 して、久保利英明発言「座談会」・前掲注(62)二八頁・三〇~三一頁がある。 号(二〇〇二年)一六三頁。家近正直ほか『討論:コーポレート・ガバナンス』(学際図書出版、 [吾本健一発言] も、制度上改革の余地が残っているのは人事権の問題のみであるという。ほかにも、ほぼ同旨のものと 日本監査役協会監査制度委員会「米国のAudit Committee(監査委員会)と日本の監査役制度の比較」監査役四五二 一九九九年)二二〇頁

締役の義務の視点から」阪大法学五六巻四号(二〇〇六年)七三頁以下を参照されたい。 取締役の勤勉義務については、拙稿「株式会社における監査権限のあり方についての一考察 中日両国における取

(阪大法学) 61 (3·4-357) 969 [2011.11]